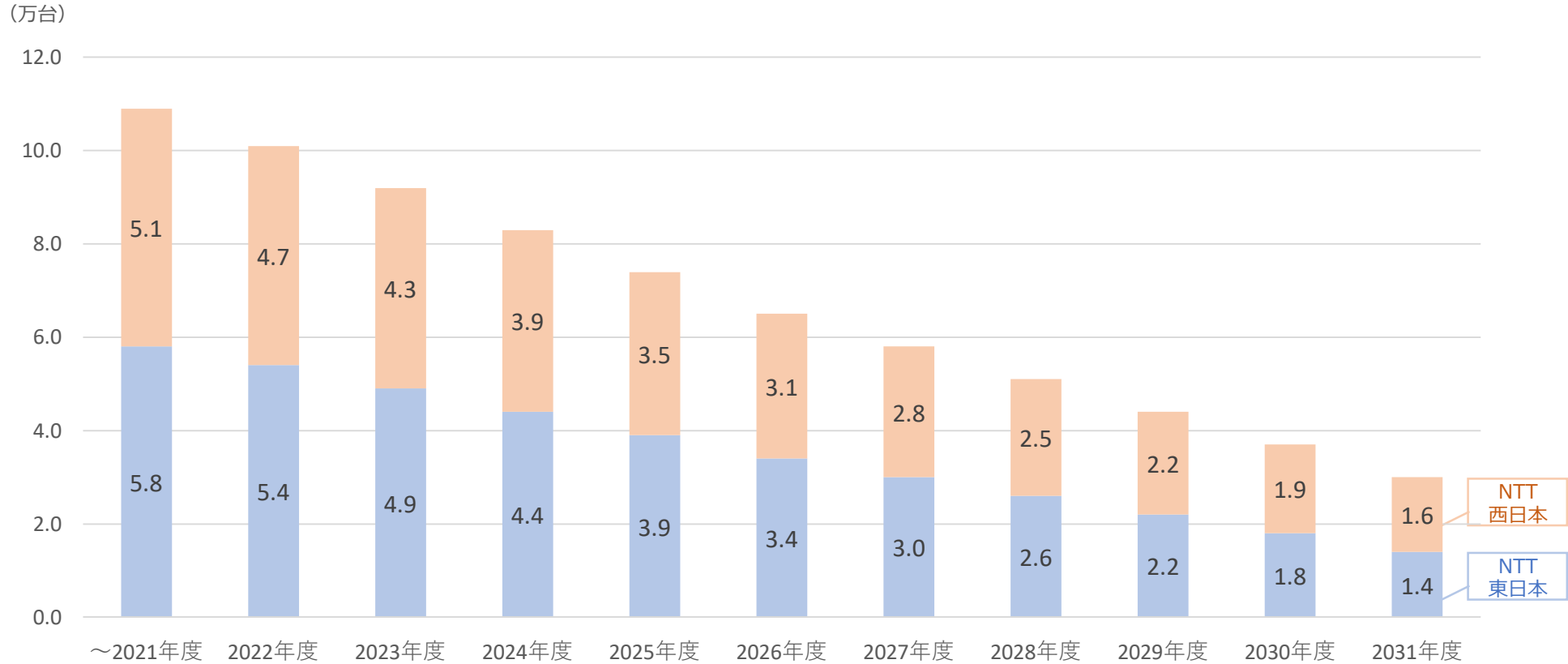


第一種公衆電話の削減方針

2022.6.30
NTT東日本
NTT西日本

- 2022年4月1日の電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正により第一種公衆電話の設置基準が緩和されたことに伴い、設置の対象となるメッシュ数が概ね3分の1程度、設置台数の下限は2.7万台となります。
- 当社としては、災害や故障、道路工事等の外生的な要因による撤去も不可避免的に発生することから、そのような場合でも設置基準を下回らないよう、都道府県ごとにおおむね1割程度の余剰が必要と見込んでおり、最終的な設置台数を3.0万台とする考えです。
- 最終的な設置台数の削減に至るまで一定の期間が必要になりますが、当社としては、2031年度（令和13年度）末までに削減を完了するよう計画的に実施していく考えです。
- 削減対象とする第一種公衆電話は、「社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段」としての位置づけを踏まえ、「メッシュカバー」と「社会的必要性（＝利用頻度）」を考慮して決定します。
- 現在の設置場所は以下をご参照下さい。
 - NTT東日本 <https://www.ntt-east.co.jp/univs/univ-sub1.html>
 - NTT西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/pt/01.html>

第一種公衆電話の設置台数見込みについて



(単位：万台)

	～2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)
NTT東日本	5.8	5.4	4.9	4.4	3.9	3.4	3.0	2.6	2.2	1.8	1.4
NTT西日本	5.1	4.7	4.3	3.9	3.5	3.1	2.8	2.5	2.2	1.9	1.6
東西計	10.9	10.1	9.2	8.3	7.4	6.5	5.8	5.1	4.4	3.7	3.0